平成25年度使用教科用拡大図書複製補償金額

Ⅰ　言語の著作物

教科用図書に掲載された言語の著作物を著作権法第33条の２第２項の教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の種類に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 1,890 | 3,990 | 7,665 |
| | 国外 | 1,800 | 3,800 | 7,300 |
| 第二種 | 国内 | 1,260 | 2,625 | 5,040 |
| | 国外 | 1,200 | 2,500 | 4,800 |
| 第三種 | 国内 | 735 | 1,575 | 3,045 |
| | 国外 | 700 | 1,500 | 2,900 |
| 第四種 | 国内 | 210 | 420 | 735 |
| | 国外 | 200 | 400 | 700 |

中学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 1,890 | 3,990 | 7,665 |
| | 国外 | 1,800 | 3,800 | 7,300 |
| 第二種 | 国内 | 1,260 | 2,625 | 5,040 |
| | 国外 | 1,200 | 2,500 | 4,800 |
| 第三種 | 国内 | 735 | 1,575 | 3,045 |
| | 国外 | 700 | 1,500 | 2,900 |
| 第四種 | 国内 | 210 | 420 | 735 |
| | 国外 | 200 | 400 | 700 |

高等学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 第一種 | 国内 | 1,890 | 3,675 | 7,350 |
| | 国外 | 1,800 | 3,500 | 7,000 |
| 第二種 | 国内 | 1,260 | 2,415 | 4,935 |
| | 国外 | 1,200 | 2,300 | 4,700 |
| 第三種 | 国内 | 735 | 1,470 | 2,940 |
| | 国外 | 700 | 1,400 | 2,800 |
| 第四種 | 国内 | 210 | 315 | 735 |
| | 国外 | 200 | 300 | 700 |

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

2　第一種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙21枚以上（外国語の場合にあっては、1,500ワード以上）に相当する著作物をいう。

3　第二種とは、詩及び教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙11枚以上20枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード以上1,500ワード未満）に相当する著作物をいう。

4　第三種とは、教科用拡大図書に複製された分量が400字詰原稿用紙10枚以下（外国語の場合にあっては、1,000ワード未満）に相当する著作物をいう。

5　第四種とは、短歌、俳句その他これらに準ずる著作物をいう。

6　国語文をローマ字により複製する場合の補償金の額は、その原典に係る第一種から第四種までの区分に応じた額とする。

7　翻訳され又は翻案された著作物を教科用拡大図書に複製する場合において、原著作物の著作権及び二次的著作物の著作権が共に存する場合の補償金の額は、当該原著作物及び当該二次的著作物のそれぞれについて、この表に掲げる補償金の額の100分の75に相当する額とする。

Ⅱ　音楽の著作物

教科用図書に掲載された音楽の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、歌詞又は楽曲毎に以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 315 | 525 | 1,050 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

中学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 315 | 525 | 1,050 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

高等学校用　（単位：円）

| 種類 ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| 補償金の額 | 国内 | 315 | 525 | 1,050 |
| | 国外 | 300 | 500 | 1,000 |

備　考

1　「国内」欄の額は、消費税法に規定する消費税に相当する金額を含み、同法の施行地内に住所地を有する著作権者に対して支払う場合に適用するものとする。「国外」欄の額は、それ以外の場合に適用するものとする。

Ⅲ　美術の著作物・写真の著作物

教科用図書に掲載された美術の著作物又は写真の著作物を教科用拡大図書に複製する場合の補償金の額は、小学校用、中学校用及び高等学校用の教科用拡大図書のそれぞれについて、当該著作物の利用の態様に応じ、以下の表のとおりとする。

小学校用　（単位：円）

| 大きさ ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| １ページ大 | 国内 | 315 | 630 | 1,155 |
| | 国外 | 300 | 600 | 1,100 |
| １／２ページ大 | 国内 | 210 | 315 | 630 |
| | 国外 | 200 | 300 | 600 |
| １／４ページ大以内 | 国内 | 105 | 210 | 315 |
| | 国外 | 100 | 200 | 300 |

中学校用　（単位：円）

| 大きさ ＼ 発行部数 | | 25部未満 | 25部以上50部未満 | 50部以上 |
|---|---|---|---|---|
| １ページ大 | 国内 | 315 | 630 | 1,155 |
| | 国外 | 300 | 600 | 1,100 |
| １／２ページ大 | 国内 | 210 | 315 | 630 |
| | 国外 | 200 | 300 | 600 |
| １／４ページ大以内 | 国内 | 105 | 210 | 315 |
| | 国外 | 100 | 200 | 300 |